

○財務省告示第六十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十一年二月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年三月十日

財務大臣 与謝野 馨

- | | | | |
|---------------------------------|---|---|--------|
| 一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第二百七十七回） | 二 発行の根拠
平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条及び第六十二条第一項 | 三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格 | 四 発行方法 |
|---------------------------------|---|---|--------|

六

イ

発

入 価 入
札 格 行 札
発 競 発
行 争 額 行

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

ニ

非 者 特 国 行 争
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 II 加 場

三 百 三 十 五 億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 二 千	条 の 規 定 に 基 づ き 、 法 律 第 四 十 七	特 別 計 に 関 す る 法 律 第 十 七	行 会 計 に 関 す る 法 律 第 十 七	争 入 札 発 競	七 百 二 億 円	付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千	一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 法 律 第 二 条	行 の 特 例 に 関 す る 公 債 の 発	平 成 二 十 三 年 度 お け る 公 債 の 発	十 一 億 三 千 百 万 円	付 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 額 面 金 額 で 九	一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 法 律 第 二 条	行 の 特 例 に 関 す る 公 債 の 発	平 成 二 十 三 年 度 お け る 公 債 の 発	四 億 二 千 二 十 万 円	債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 九	の 規 定 に 基 づ き 、 法 律 第 一 項	十 万 円 、 同 法 第 十 二 項	額 で 利 付 金 額 が 二	た り 、 五 億 七 千 万 円	四 十 七 億 七 千 万 円	万 円 、 特 別 計 に 関 す る 法 律 第 十	金 額 七 百 十 億 五 百 六 十	し た り 、 付 金 額 が 一 億 五 百 六 十	二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 法 律 第	債 の 特 例 に 関 す る 公 債 の 発	う ち 平 成 二 十 三 年 度 お け る 公	円 、 面 金 額 で 一 兆 八 千 百 九 十 八 億
---------------------------------	--	---	--	--	-----------------------	-----------------------	--	---	--	--	--------------------------------------	---	---	--	--	--------------------------------------	--	---	--	--------------------------------------	---	--------------------------------------	--	--	--	--	--	---	---

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

(一) 年 ○ ・ 四 パーセント
は、払込金額に通知を受けた者
により算出した金額を第二十
号に規定する期日に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
（ただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住
者又は外国人である場合
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外

十四 初期利子

国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税
の 税 率 を 乗 じ た 金 額 を 控 除
す る こ と が で き る 。
平 成 二 十 一 年 八 月 十 五 日 を 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う 。 以
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎 年 二 月 十 五 日 及 び 八 月 十 五 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
利 子 を 支 払 う 。

十六 償還金限度

平 成 二 十 三 年 二 月 十 五 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

十七 償還金支額

日 本 銀 行
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

十八 払入札参加

平 成 二 十 一 年 二 月 十 六 日

十九 払場所

日 本 銀 行

二十 払者

財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者